



2022年5月23日

各位

会社名 スタンレー電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 貝住 泰昭
(コード：6923、東証プライム)
問合せ先 執行役員経営戦略部統括部長
福本 勤文
(TEL：03-6866-2222)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月28日に開催予定の当社第117回定時株主総会の議案として「定款一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日より施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の員数の変更

経営環境の変化に迅速に対応した意思決定ができる機動的な経営体制を確保すべく、現行定款第19条第1項につきまして、取締役の員数を20名以内から15名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(員数および選任)</p> <p>第19条 ①当社の取締役は20名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(員数および選任)</p> <p>第19条 ①当社の取締役は15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 ①現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2022年6月28日
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月28日

以上